

さいたま市水道局告示第 1 1 8 号

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 2 5 条の 7 の規定により、次の指定給水装置工事事業者から、給水装置工事の事業の廃止について届出があったので、さいたま市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成 1 3 年さいたま市水道部企業管理規程第 4 0 号)第 1 1 条第 3 号の規定により告示する。

令和 8 年 8 月 1 2 日

さいたま市水道事業管理者 小 島 豪 彦

1 廃止年月日
令和 8 年 7 月 2 5 日

2 廃止する事業者
・ 次の表のとおり

指 定 番 号	名 称	住 所	代表者氏名
第 344 号	株式会社中島水道	埼玉県川口市南鳩ヶ谷六丁目 6 番 1 3 号	佐竹 雄一

3 廃止の理由
過去数年間さいたま市内において給水装置工事事業を行っておらず、今後の予定も立っていない
為